

ホテルピアザびわ湖の臨時休館期間の延長について

当組合の宿泊施設「ホテルピアザびわ湖」は、滋賀県からの要請により、新型コロナウイルス感染症の軽症者等にかかる宿泊療養施設として令和 2 年 4 月 22 日から臨時休館としていたところですが、令和 3 年 10 月以降も引き続き休館期間を延長させていただくこととなりました。

また、組合員の福利厚生施設にも関わらず、組合員の皆様にご利用していただけないことにつきましては、ご不便やご迷惑をお掛けしていますが、感染者が発生している現状を踏まえ、医療現場の負担等を軽減し、地域の医療提供体制の維持に少なからずとも貢献して参りたいと考えております。

組合員の皆様には、何卒この旨ご理解賜りますよう重ねてお願い申し上げます。